

実験動物の技術と応用 入門編増刷（第九刷）にあたっての修正点

| 修正箇所                                | 修正前（第八刷まで）  | 修正後（第九刷）   |
|-------------------------------------|---|--|
| p. 6<br>「2. 動物保護運動と動物実験擁護」の項、下から4行目 | …、また、米国の <u>AAALAC</u> ( <u>Association for Assessment and Accreditation of Laboratory Animal Care</u> ) …    | …、また、米国の <u>AAALAC インターナショナル</u> ( <u>Association for Assessment and Accreditation of Laboratory Animal Care International</u> ) … |
| p. 32<br>「2. 作出方法」の項、5~7行目          | <u>1980年</u> に John Gordon がマウスにラットの成長ホルモン遺伝子 DNA を導入し、 <u>体重が1.5倍</u> のジャイアントマウスを作製した。これが最初のトランスジェニックマウスである。 | 1980年に入るとトランスジェニックマウスが作製されるようになり、1982年には R. L. Brinster らによって、マウスにラットの成長ホルモン遺伝子 DNA を導入し、 <u>体重が1.5倍</u> のジャイアントマウスが作製された。         |
| p. 35<br>「2. 雄の精子発育」の項、1~2行目        | …、各精細管の断面に、 <u>精原細胞</u> から、 <u>精祖細胞</u> 、さらに…   | …、各精細管の断面に、 <u>精祖細胞</u> から、 <u>精母細胞</u> 、さらに…  |
| p. 77<br>「3. 外科用器具・器材」の項、下から6行目     | ピンセット・ <u>摄子</u> :  | ピンセット・ <u>镊子</u> :   |
| p. 149<br>「4. 個体識別」の項、4行目           | …、 <u>(社)日本種豚登録協会</u> の耳刻基準を…   | …、 <u>(一社)日本養豚協会</u> の耳刻基準を…   |
| p. 149<br>右欄、図8-3の出典先               | 「実験動物の基礎と技術 II 各論」、(社)日本実験動物協会編、p. 170、丸善、1989年   | (一社)日本養豚協会 一腹記録規程  |
| p. 157<br>右欄、感染症法の欄、2行目             | …申請 (環境省および厚労省)<br>…  | …申請 (厚労省および農水省)<br>…   |
| p. 175<br>右欄、ホメオチック遺伝子の欄、1行目        | 体区分の付属構造を決める遺伝子…  | 体節構造を決める遺伝子…   |

実験動物の技術と応用 入門編（第九刷）の正誤表  
下記の通り訂正いたします。

| 訂正箇所                                    | 誤  | 正   |
|---|--|---|
| p. 66<br>「(7) EO ガス滅菌機」の項、上から 1 行目      | 「～として、「特定化学物質等障害予防規則」特別管理物質として規制～」   | 「～として、「特定化学物質障害予防規則」特別管理物質として規制～」   |
| p. 131<br>右欄、「ケージのサイズ」の項                | 米国 ILAR の基準では、ビーグルのような体重 15kg 以下のイヌの場合、1 匹あたりの床面積は <u>0.74m<sup>2</sup></u> 以上で、 <u>高さは 82cm 以上</u> とするとしている。すなわち、 <u>82(間口) × 90(奥行) × 82(高さ) cm</u> 以上の大きさのケージが求められる時代になってきたといえよう。 | 米国 ILAR の基準（第 8 版）では、ビーグルのような体重 15kg を下回るイヌの場合、1 匹あたりの床面積は <u>0.74m<sup>2</sup></u> 以上で、 <u>高さはイヌが肢を床に置いて楽に直立できるよう、十分な高さがなければならないとされてい</u> る。 |
| p. 139<br>「3 飼育管理、1. ケージおよび床敷」の項、5~7 行目 | ILAR の記載基準では、1 頭当たり、床面積は体重 4kg 以下が <u>0.27m<sup>2</sup></u> 、4kg を超えるものは <u>0.36m<sup>2</sup></u> 以上で、高さはそれぞれ <u>61cm</u> とするとされている。   | 米国 ILAR の基準（第 8 版）では、1 頭あたり、床面積は体重 4kg 以下が <u>0.28m<sup>2</sup></u> 、4kg を超えるものは <u>0.37m<sup>2</sup></u> 以上で、高さはそれぞれ <u>60.8cm</u> と推奨している。  |
| p. 168<br>右欄、「人工受精」の項目名                 | 人工 <u>受精</u>   | 人工 <u>授精</u>  |
| p. 173<br>「(2) アフリカツメガエル」の項、下から 2 行目    | 「胸 <u>線</u> を除去する～」  | 「胸 <u>腺</u> を除去する～」   |
| p. 175<br>「(1) ショウジョウバエ」の項、上から 5 行目     | 「～、さらに大型の唾液 <u>線</u> 染色体を持っている～」   | 「～、さらに大型の唾液 <u>腺</u> 染色体を持っている～」  |

加えて、p. 123、5-1 を下記の通り修正します。  
 (修正前)

| 表 5-1 ケージサイズの基準 |                          |            |                   |                          |            |
|-----------------|--------------------------|------------|-------------------|--------------------------|------------|
| 96USA           |                          |            | EC(EU)            |                          |            |
| 体重<br>(kg)      | 面積<br>(cm <sup>2</sup> ) | 高さ<br>(cm) | 体重<br>(kg)<br>単飼) | 面積<br>(cm <sup>2</sup> ) | 高さ<br>(cm) |
| <2.0            | 1350                     | 35.6       | 1                 | 1400                     | 30         |
| 2.0-4.0         | 2700                     | 35.6       | 2                 | 2000                     | 30         |
|                 |                          |            | 3                 | 2500                     | 35         |
|                 |                          |            | 4                 | 3000                     | 40         |
| 4.0-5.4         | 3600                     | 35.6       | 5                 | 3600                     | 40         |
| >5.4            | 4500                     | 35.6       |                   |                          |            |

(修正後)

| 5-1 ケージサイズの基準          |                      |         |
|------------------------|----------------------|---------|
| ILAR (USA) の基準 (第 8 版) |                      |         |
| 体重 (kg)                | 面積 (m <sup>2</sup> ) | 高さ (cm) |
| <2                     | 0.14                 | 40.5    |
| 2<4                    | 0.28                 | 40.5    |
| 4<5.4                  | 0.37                 | 40.5    |
| >5.4                   | ≥0.46                | 40.5    |

  

| EC (EU) の基準 (2010) |                       |         |
|--------------------|-----------------------|---------|
| 体重 (kg)            | 面積 (cm <sup>2</sup> ) | 高さ (cm) |
| <3                 | 3500                  | 45      |
| 3~5                | 4200                  | 45      |
| >5                 | 5400                  | 60      |